

埼玉県知事 上田清司様
埼玉県教育長 前島富雄様

学童保育施策・予算の拡充を求める陳情書

陳情団体 埼玉県学童保育連絡協議会
会長 薄井 俊二
(住所) さいたま市大宮区桜木町4-147-1

【陳情趣旨】

(1) 学童保育の施策について

働く女性が増え続ける中で、また子どもたちをめぐる環境が悪化している中で、学童保育に対する需要と期待はますます高まっています。2012年度、県内の学童保育は1,078ヶ所となり、小学校数に対する設置率は132.6%と、東京都を抜いて全国トップとなりました。

本県は、私たちの願いにこたえて、国の法制化に先立つ1973年、常勤の指導員2名を配置する単独施策を誕生させ、市町村に対して学童保育づくりを促してきました。以降、障害児施策や障害児学童保育施策の新設など、一貫して学童保育充実のために努力してきました。また、2004年3月に策定した本県の「放課後児童クラブ運営基準」は他県にも同種の基準づくりを促し、ついに厚生労働省も2007年10月、「放課後児童クラブガイドライン」を策定するに至りました。2012年度通常国会で採択された「子ども・子育て支援法」等でも、学童保育施策の劣悪さの改善が指摘されており、全国レベルでの制度と施策の改善が期待されるところです。

しかし県内の学童保育は、まだまだたくさんの課題を抱えています。

- ①小学校区に学童保育がない地域がある。
- ②生活の場にふさわしい施設・設備となっていない。特に「大規模化」が解消していない。
- ③指導員の雇用・労働条件が劣悪である。
- ④待機児がいる。
- ⑤大多数の民間（共同）学童保育が厳しい財政運営を余儀なくされている。
- ⑥「指定管理者制度」が当事者の意向を無視する形で導入されている。
- ⑦障害児学童保育は通常の学童保育以上の困難をかかえている（・保護者負担は平均月2万円以上。・雇用条件等から指導員の入れ替わりが激しい。・施設はほとんどが民家借家で劣悪等）等です。

(2) 障害児の放課後に関わる施策について

障害児学童保育（特別支援学校放課後児童対策事業）は、障害のある学齢期（小学～高校）の子どもたちを対象にした、県単独の学童保育施策です。その中で、2012年4月から、国の制度として学齢児の放課後及び長期休暇中の放課後対策である「放課後等デイサービス」がスタートしました。埼玉にとっては、現在の制度との整合性が問題となります。

障害児学童保育関係者は、放課後等デイサービス誕生の意義を認めつつも、同事業への移行については意見が分かれています。

移行を選ばない理由としては、①放課後等デイサービスが、障害者自立支援法が持つ制度の課題・問題点（個別給付制度等）を継承する内容を持つことへの疑問 ②移行に際してのハードルの高さ等があります。

以上の趣旨をご理解いただき、2013年度県予算編成において下記の諸事項を実現していただきますようお願い申し上げます。

すべての子どもの権利が保障される

保育・子育て支援制度の実現を求める請願

年 月 日

衆議院議長殿
参議院議長殿

紹介議員

請願代表者氏名

外 名

■■■ 請 願 趣 旨 ■■■

貧困と格差の広がりによって国民の生活は困難を極めています。東日本大震災、福島原発事故の復旧もすすんでおらず、子どもたちは命と安全を脅かされ、大きな負担を強いられています。保育所の待機児童問題も深刻であり、認可保育所に入りたいという保護者の切実なねがいはかなえられません。しかし政府は、こうした喫緊の課題の解決を図ろうとせず、子どもを増税の言い訳にして、多くの国民が反対している、子ども・子育て（新システム）関連法など社会保障・税一体改革関連法の採決を強行しました。

新システムは、すべての子どもの権利保障という視点からではなく、保護者の就労を基本に保育の必要性和必要量を認定し、保護者に対して直接補助（個人給付）をするものです。公的保育制度は解体されて保育の供給が市場に委ねられ、保育に格差が持ち込まれてしまい、子どもの成長・発達の権利が侵害されることが懸念されます。

さらに新システムでは、保育と幼児教育がことさら区別されています。保育は乳幼児の成長と発達を継続的に保障するものではなく、時間預かりの託児のように扱われています。これまでの保育実践の到達が無視され、保育が歪められているのです。

憲法25条、児童福祉法2条、24条などに基づき、国と自治体の公的責任、ナショナルミニマムの遵守、公費による財源保障を基本とする現行保育制度は、子どもにかかわるすべての制度の基本といえます。子どもの成長・発達を保障するためには、この制度の基本を堅持し、拡充していくことが必要です。私たちはすべての子どもの権利が保障され、安心して保育・子育てができる制度を実現するために、以下について請願します。

保育制度の解体を許さず保育の公的保障の
拡充を求める大運動実行委員会
(略称:よりよい保育を! 実行委員会)

連絡先: 全国保育団体連絡会
〒162-0837 東京都新宿区納戸町26-3 TEL03-6265-3171

取扱団体

埼玉県学童保育連絡協議会
〒330-0854
さいたま市大宮区桜木町4-147-1藤本ビル3F
電話 048-644-1571 FAX 048-644-1572